

日本海次世代エネルギー協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本海次世代エネルギー協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業について、対応可能な体制基盤の構築に向けて必要な協議を行う。また、次世代エネルギーに関する学術研究及び教育機関の誘致、その他振興に係る事項推進、地方活性化を目的とする。

(協議)

第3条 本会は、前2条の目的を達成するために必要な事項、及び役員会決議により、必要であると認められた事項に関して、協議、情報共有を行うものとする。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の目的及び事業に賛同する企業、団体、関係府省庁等を会員とする。

2 会員の種別は、次の通りとする。

- 一、「正会員」協議会設立発起人及び本会の目的に賛同する企業で、本社所在地を秋田県に有する会員をいう。
- 二、「賛助会員」本会の目的に賛同する企業の会員をいう。
- 三、「特別会員」関係府省庁、地方公共団体または本会の会長がその活動に特別に寄与すると認められた企業または団体の会員をいう。

(議決権)

第5条 総会での議決権は、正会員が所属する企業に帰属し、議決権数は1社1議決とする。また、総会に出席できない正会員企業は委任状をもって、他の議決権を有する正会員企業を代理人として表決を委任することができる。この場合においては出席したものとみなす。

(入会)

第6条 会員として入会の意思のある者は、別に定める入会申込書により、本会に申し込むことができる。

2 会長は、前項の申し込みがあったときは役員会決議により、入会の可否を決定する。

3 会長は、申込者に対し、前項の結果を速やかに通知する。

(会員の権利)

第7条 本会の活動、並びに会議への参加。

(会費)

第8条 正会員の企業は、役員会決議により、承認された年会費を支払うものとする。

2 正会員の企業は、役員会決議により、特別会費を徴収される場合がある。その際は、会長もしくは事務局より、特別会費発生理由を正会員企業へ通知しなければならない。

(退会と除名)

第9条 退会の意思のある会員は、別に定める退会届を会長へ提出することにより、本会を退会することができる。

2 本規約を遵守しないとき、または本会の名誉を毀損する行為があったときは、役員会決議により、当該会員を除名させることができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に役員を置く。

一. 会 長 1名

二. 副会長 若干名

三. 理 事 若干名

四. 監 事 2名以上

2 前項の役員は総会決議により、正会員の中から選任する。

3 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して本会の協議を掌理し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 理事は、会長、副会長を補佐し、会務の執行に参画する。

6 監事は、本会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告する。

(相談役と顧問)

第11条 本会に、相談役と顧問を置くことができる。

2 相談役と顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱するものとする。

(役員任期)

第12条 役員任期は原則2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第13条 役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の会長及び副会長が就任するまでの間は、その職務を行なうものとする。

第4章 組織

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(総会)

第15条 本会の最高機関として、総会を置く。

2 総会は正会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、本会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

4 総会は、第5条に定める議決権を有する企業の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5 総会の議事は、前項に定める出席企業（委任状を含む）の過半数による同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 賛助会員、特別会員は、総会を傍聴することができる。

7 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(役員会の運営)

第16条 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。また、次条に定める会議と併せて執り行うことができる。

2 役員会の進行は、会長または会長の指名する者が議事進行を行う。

3 役員会は、必要があると認めるとき、役員以外の会員または会員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

5 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(会議の運営)

第17条 会議は全会員を対象とし、代理の者を出席させることができる。

2 会議の進行は、会長または会長の指名する者が議事進行を行う。

3 会議は、必要があると認めるとき、会員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第18条 総会、役員会で協議が整った事項については、会員は協議結果を尊重しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 本会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、秋田県能代市扇田字柑子畑1番地1 株式会社能代資源に置く。

3 事務局長は、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び会計)

第20条 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

2 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれを充てる。

3 本会は特別会計を設けることができる。

(財務に関する事項)

第21条 本会の予算編成、現金の出納、財務に関し必要な事項は会長が別に定める。

(本会が解散した場合の措置)

第22条 本会が解散した場合には、本会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(細則)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は、第19条に規定する事務局が役員会に諮り、別に定める。

附則

1 この規約は、2020年9月1日から施行する。